

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	観光文化政策課
契約日	令和4年1月21日
契約業者名	(株)丸政
契約名	新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設入所者に係る 弁当製造委託
契約金額 (税込み)	1,500円(税込)@1個×3回(1日)×60人×4日
随意契約理由	<p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、患者の増加による地域の医療提供体制の崩壊を防ぐため、入院治療が必要でない軽症者や無症状者について本人の同意のもと、県が借り上げた宿泊施設に受け入れる宿泊療養の体制が整備され、地域の医療提供体制の維持が図られた。</p> <p>これにより令和2年4月、①軽症患者等輸送業務、②産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集・運搬及び処分業務、③軽症患者等食事提供（弁当製造）業務について、各サービス提供事業者（①(株)栄和交通、②エルテックサービス(株)、③(株)丸政）と緊急の必要により委託契約を締結した。</p> <p>令和3年4月1日から宿泊療養施設の管理運営業務委託が開始され、①②③の業務が委託業務に含まれたことに伴い、個別契約を終了していたところ、令和3年7月以降、東京都等に再度緊急事態宣言は発令され、県内の感染者も爆発的に増加し、県内医</p>

	<p>療体制が逼迫した状態が続いたことから、令和3年8月初旬に若神楼の再稼働が決定され、8月8日から8月31日まで、県直営で食事の提供が実施された。この際、入札に付す暇がないこと、宿泊療養に係る注文から食事までのスキームが確立されている等の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により(株)丸政と随意契約としたところ。</p> <p>令和4年1月中旬、オミクロン(株)の急速な拡大を受け、若神楼の再稼働が決定したことを受け、1月26日から管理運營業務が開始されるに当たり、1月22日から1月25日までの間、県直営で療養に係る食事の提供を再開することから、入札に付す暇がないこと、宿泊療養に係る注文から食事までのスキームが確立されている等の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により(株)丸政と随意契約する。</p> <p>また、同様の理由により、山梨県財務規則第137条第3項の特別な理由に該当するため見積合わせを省略する。</p>
随意契約の根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号